

### 佐賀県規則第33号

佐賀県県税条例施行規則等の一部を改正する規則  
 (佐賀県県税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県県税条例施行規則(昭和30年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(諸様式)			(諸様式)		
<b>第2条</b> 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書類の様式は、次の表に掲げるところによる。			<b>第2条</b> 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書類の様式は、次の表に掲げるところによる。		
様式番号	様式名	関係条項	様式番号	様式名	関係条項
様式第1号	略	規則第3条第4項	様式第1号	略	規則第3条第3項
略			略		
様式第3号その6	控除対象寄附金等指定申請書	略	様式第3号その6	控除対象寄附金指定申請書	略
略			略		
様式第23号	略	条例第66条の4第3項、第66条の5第2項、第66条の6第3項及び第66条の7第2項	様式第23号	略	条例第66条の4第3項、第66条の5第2項、第66条の6第3項及び第66条の7第2項
略			略		
様式第40号	自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印	略	様式第40号	自動車税納税済印	略
様式第41号	自動車税環境性能割修正申告書	条例第111条の7第1項	様式第41号	削除	
様式第42号その	身体障害者等の利用に供	条例第111条の11	様式第42号その	身体障害者等の利用に供	条例第117条第2

改正前			改正後		
の1	する自動車に対する <u>自動車税環境性能割</u> ／ <u>自動車税種別割</u> の減免申請書	<u>の2第2項及び第117条第2項</u>	の1	する自動車に対する自動車税の減免申請書	項
様式第42号その2	構造上身体障害者等の利用(運転)に供する自動車に対する <u>自動車税環境性能割</u> ／ <u>自動車税種別割</u> の減免申請書	<u>条例第111条の11の2第2項及び第118条第2項</u>	様式第42号その2	構造上身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の減免申請書	<u>条例第118条第2項</u>
様式第42号その3	中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車に係る <u>自動車税種別割</u> の軽減申請書	略	様式第42号その3	中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車に係る自動車税の軽減申請書	略
様式第43号	<u>譲渡担保財産の取得に対する自動車税環境性能割の徴収猶予に関する申告書</u> ／ <u>還付申請書</u>	<u>条例第111条の10第7項</u>	<u>様式第43号から様式第46号まで</u>	削除	
様式第44号	<u>自動車の返還があった場合の自動車税環境性能割の納付義務の免除</u> ／ <u>還付</u> ／ <u>申請書</u>	<u>条例第111条の11第3項</u>			
様式第45号	削除				
様式第46号	<u>自動車税環境性能割</u> ／ <u>更正(決定)</u> ／ <u>加算金決定</u> ／ <u>通知書</u>	<u>法第168条、第171条及び第172条</u>			
様式第47号	略		様式第47号	略	

改正前			改正後		
略			略		
様式第54号その1	納税通知書兼領収証書(自動車税種別割)	略	様式第54号その1	納税通知書兼領収証書(自動車税)	略
略			略		
様式第54号その3	自動車税種別割納税通知書	略	様式第54号その3	自動車税納税通知書	略
略			略		
様式第59号	自動車税種別割課税免除申請書	略	様式第59号	自動車税課税免除申請書	略
略			略		
様式第61号	第二次納税義務に係る自動車税種別割の納付義務の免除申告書	条例第116条第2項	様式第61号	第二次納税義務に係る自動車税の納付義務の免除申告書	法第11条の10第2項
様式第62号その1及び様式第62号その2	削除				
様式第62号その3	自動車税種別割減免申請書(生活路線バス用)	略	様式第62号	自動車税減免申請書(生活路線バス用)	略
略			略		
様式第102号その1	自動車税種別割領収証書 自動車税種別割納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)	略	様式第102号その1	自動車税領収証書 自動車税納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)	略
様式第102号その2	自動車税種別割納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)	略	様式第102号その2	自動車税納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)	略

改正前			改正後		
略			略		
様式第109号 その1	自動車税種別割納税証明書 (継続検査用・構造等変更検査用)	略	様式第109号	自動車税納税証明書(継続 検査用・構造等変更検査 用)	略
様式第109号 その2	自動車税種別割納税証明書 (継続検査用・構造等変更 検査用)	条例第120条			
様式第110号	略		様式第110号	略	
略			略		
(控除対象寄附金等の指定の手続)			(控除対象寄附金の指定の手続)		
<p><b>第7条の2の2</b> 条例第34条の2第3号ウの指定(以下この条及び第7条の2の5において「指定」という。)に係る寄附金を募集しようとする法人若しくは団体又は当該指定に係る<u>金銭</u>を引き受けようとする公益信託の<u>許可</u>を受けた者(以下「指定寄附金募集法人等」という。)は、控除対象寄附金等指定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 寄附金又は<u>金銭</u>の目的及び用途</p> <p>(4) 寄附金の募集又は<u>金銭</u>の受入れ(以下「寄附金の募集等」という。)の期間</p> <p>(控除対象寄附金に係る変更等の届出)</p> <p><b>第7条の2の3</b> 指定寄附金募集法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p>			<p><b>第7条の2の2</b> 条例第34条の2第3号ウの指定(以下この条及び第7条の2の5において「指定」という。)に係る寄附金を募集しようとする法人若しくは団体又は当該指定に係る<u>寄附金</u>を引き受けようとする公益信託の<u>認可</u>を受けた者(以下「指定寄附金募集法人等」という。)は、控除対象寄附金指定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 寄附金の目的及び用途</p> <p>(4) 寄附金の募集の期間</p> <p>(控除対象寄附金に係る変更等の届出)</p> <p><b>第7条の2の3</b> 指定寄附金募集法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p>		

改正前	改正後
<p>(1) 略</p> <p>(2) 控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金（所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金をいう。以下同じ。）に該当しなくなったとき。</p> <p>2 略 （報告）</p> <p><b>第7条の2の4</b> 指定寄附金募集法人等は、寄附金の募集等の期間中において、各事業年度終了後3月以内に事業報告書、収支決算書その他当該寄附金の公益寄与状況を証する書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>（指定の失効及び取消し）</p> <p><b>第7条の2の5</b> 指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1) 寄附金の募集等の期間が満了したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略 （自動車税の種別割の減免の対象となるバスの指定）</p> <p><b>第8条の7</b> 条例第119条第1項の規定による一般乗合用のバス（地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「路線バス事業者」という。）が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線（以下「生活路線」という。）において運行の用に供するものに限る。）の指定は、次の算式により計算した生活路線の走行率の高いバスから</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金（所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金をいう。以下同じ。）に該当しなくなったとき。</p> <p>2 略 （報告）</p> <p><b>第7条の2の4</b> 指定寄附金募集法人等は、寄附金の募集の期間中において、各事業年度終了後3月以内に事業報告書、収支決算書その他当該寄附金の公益寄与状況を証する書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>（指定の失効及び取消し）</p> <p><b>第7条の2の5</b> 指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p> <p>(1) 寄附金の募集の期間が満了したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略 （自動車税の減免の対象となるバスの指定）</p> <p><b>第8条の7</b> 条例第119条第1項の規定による一般乗合用のバス（地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「路線バス事業者」という。）が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線（以下「生活路線」という。）において運行の用に供するものに限る。）の指定は、次の算式により計算した生活路線の走行率の高いバスから</p>

改正前	改正後
<p>順次自動車税の種別割減免限度台数までのバスについて行うものとする。</p> <p>算式 略</p> <p>算式の符号</p> <p>a 略</p> <p>b 自動車税の種別割の減免を受けようとする年度（以下「減免年度」という。）の4月1日から4月7日までの間における県内の全走行キロ数</p> <p>c 略</p> <p>2 前項に規定する自動車税の種別割減免限度台数は、次の算式により得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）とする。</p> <p>算式 略</p> <p>算式の符号</p> <p>a 自動車税の種別割減免限度台数</p> <p>b・c 略</p>	<p>順次自動車税減免限度台数までのバスについて行うものとする。</p> <p>算式 略</p> <p>算式の符号</p> <p>a 略</p> <p>b 自動車税の減免を受けようとする年度（以下「減免年度」という。）の4月1日から4月7日までの間における県内の全走行キロ数</p> <p>c 略</p> <p>2 前項に規定する自動車税減免限度台数は、次の算式により得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）とする。</p> <p>算式 略</p> <p>算式の符号</p> <p>a 自動車税減免限度台数</p> <p>b・c 略</p>

様式第1号中 「契印」 を削る。

様式第3号その6を次のように改める。

様式第3号その6

控除対象寄附金指定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者（法人若しくは団体又は公益信託の受託者）  
所在地  
名 称  
代表者

佐賀県県税条例第34条の2第3号ウの指定を受けたいので、佐賀県県税条例施行規則第7条の2の2第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする寄附金の名称
- 2 指定を受けようとする期間
- 3 添付書類
- 4 連絡先  
所在地  
電話番号  
担当者氏名

※申請書には、申請内容を証明する書類（所得税等の寄附金控除の対象となる寄附金であることを証明する書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書、事業報告書の写し、当該寄附金が特に県民の福祉の増進に寄与することを証する書類等）を添付して下さい。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p><b>様式第7号</b> 略 別紙第2 略</p> <table border="1" data-bbox="262 480 1113 772"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>平成18年度 以前の賦課 に係るもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略 略</p>	略		平成18年度 以前の賦課 に係るもの	略	略		<p><b>様式第7号</b> 略 別紙第2 略</p> <table border="1" data-bbox="1180 480 2031 772"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>平成18年度 以前及び令 和6年度以 後の賦課に 係るもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略 略</p>	略		平成18年度 以前及び令 和6年度以 後の賦課に 係るもの	略	略	
略													
平成18年度 以前の賦課 に係るもの	略												
略													
略													
平成18年度 以前及び令 和6年度以 後の賦課に 係るもの	略												
略													

様式第14号その2中「佐賀市八丁畷8番1号」を「佐賀市白山二丁目6番33号」に、「840—0925」を「840—0826」に改める。

様式第40号中「自動車税環境性能割・」及び「種別割」を削る。

様式第41号を次のように改める。

**様式第41号 削除**

様式第42号その1を次のように改める。

様式第42号その1

身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の減免申請書 様 年 月 日 佐賀県県税条例第117条第2項の規定により、自動車税の減免を次のとおり申請します。									
								自動車登録番号	
								佐賀	
申請者	住所			生年月日		年 月 日			
	氏名		電話			身体障害者等との関係			
身体障害者等	住所			氏名	生年月日		年 月 日		
	○身体障害者手帳 ○戦傷病者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳		番号	交付年月日	等級	障害名又は障害の状態			
運転する者	住所			氏名					
	勤務先			身体障害者等との関係					
	運転免許証等		番号	有効期限	免許の種類	免許の条件			
自動車検査証記載事項	車名		型式	車両総重量		改造の内容			
	所有者	住所		使用者	住所				
氏名		氏名							
自動車の主な使用目的		1 生業（通勤）		2 通院・通所		3 通学・通園		4 その他（ ）	
誓約書							説明確認		
(1) 減免申請の対象となる自動車（自家用車に限る。）は、それぞれ次のとおりであること。 ① 身体障害者等と運転する者が同一の場合 身体障害者等本人が運転する頻度が最も高い自動車							県税		申請者
							<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

<p>② 身体障害者等と運転する者が同一でない場合          身体障害者等が運転する場合と同乗する場合を合わせて最も使用頻度が高い自動車</p> <p>(2) 上記①の場合の申請は、身体障害者等本人が当該自動車を50%以上運転すること。</p> <p>(3) 減免の要件を満たしていることの確認のために県税事務所から照会があった場合は、現況を偽りなく報告するとともに、現地調査等に協力すること。</p> <p>(4) 減免の要件を満たしていないことが明らかになった場合は、要件を満たさなくなった年度までさかのぼって減免を取り消されても異議はないこと。</p> <p>以上のことについて誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 申請者署名</p>	<p style="text-align: center;">□ □</p> <p style="text-align: center;">□ □</p> <p style="text-align: center;">□ □</p>							
既に減免を受けている車の有無								
有	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">登録番号</td> <td style="text-align: center;">異動年月日</td> <td style="text-align: center;">取得年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">普・軽</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 移転・変更・抹消 転出・廃止届</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	登録番号	異動年月日	取得年月日	普・軽	年 月 日 移転・変更・抹消 転出・廃止届	年 月 日	
登録番号	異動年月日	取得年月日						
普・軽	年 月 日 移転・変更・抹消 転出・廃止届	年 月 日						
無 (初めての申請)								
注 記載に当たっては、「自動車の主な使用目的」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。 ※印の欄は、記入しないこと。								

様式第42号その2を次のように改める。

様式第42号その2

構造上身体障害者等の利用に供する  
自動車に対する自動車税の減免申請書

年 月 日

様

佐賀県県税条例第118条第2項の規定により、自動車税の減免を次のとおり申請します。

		自動車登録（車両）番号	
申請者 (納税義務者)	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
自動車 証記載 検査事項	所有者	住所（所在地）	
		氏名（名称）	
	使用者	住所（所在地）	
		氏名（名称）	
利用目的			
※減免する自動車税額	普通 徴収分	円	証紙 徴収分 12 円
注 ※印の欄は、記入しないこと。			

様式第42号その3中「種別割」を削る。

様式第43号から様式第46号までを次のように改める。

**様式第43号から様式第46号まで 削除**

様式第54号その1中「種別割」を削る。

様式第54号その3中「種別割」を削り、「佐賀市八丁畷8番1号」を「佐賀市白山二丁目6番33号」に、「840—0925」を「840—0826」に改める。

様式第59号中「種別割」を削る。

様式第61号中「種別割」を削り、「佐賀県県税条例第116条第2項」を「地方税法第11条の10第2項」に改める。

様式第62号その1及び様式第62号その2を削る。

様式第62号その3中「種別割」を削り、同様式を様式第62号とする。

様式第101号その2、様式第101号その6、様式第102号その1、様式第102号その2及び様式第107号中「種別割」を削る。

様式第109号その1中「種別割」を削り、同様式を様式第109号とする。

様式第109号その2を削る。

(県税事務所管理規則の一部改正)

**第2条** 県税事務所管理規則(昭和40年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課(第13号、第14号及び第16号の分掌事務については、佐賀県税事務所を除く。)・課税課 略</p> <p>納税課(第13号から第18号まで及び第20号から第23号までの分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。)</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p><u>(22) 自動車取得税の市町交付金に関すること。</u></p> <p><u>(23) 自動車税の環境性能割の市町交付金に関すること。</u></p> <p><u>(24) 自動車税の種別割の賦課徴収等に関すること。</u>(佐賀県税事務所の自動車税課の分掌する事務を除く。)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課(第13号、第14号及び第16号の分掌事務については、佐賀県税事務所を除く。)・課税課 略</p> <p>納税課(第13号から第18号まで、<u>第20号及び第21号</u>の分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。)</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p><u>(22) 自動車税の賦課徴収等に関すること。</u>(佐賀県税事務所の自動車税課の分掌する事務を除く。)</p>

改正前	改正後
<p>(25)・(26) 略</p> <p>2 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>自動車税の種別割</u>に係る賦課徴収に関する申告書の受理に関すること。</p> <p>(2) <u>自動車税の種別割</u>に係る普通徴収（法第177条の10第4項ただし書の規定によるものに限る。）の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(3) <u>自動車税の種別割</u>に係る証紙徴収の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(4) <u>自動車税の環境性能割及びこれに係る過少申告加算金等の賦課徴収等</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>前3号</u>に係る賦課徴収等に関する争訟に関すること。</p> <p>3 略</p>	<p>(23)・(24) 略</p> <p>2 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理に関すること。</p> <p>(2) 自動車税に係る普通徴収（法第157条第4項ただし書の規定によるものに限る。）の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(3) 自動車税に係る証紙徴収の方法による賦課徴収に関すること。</p> <p>(4) <u>前2号</u>に係る賦課徴収等に関する争訟に関すること。</p> <p>3 略</p>

(佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部改正)

第3条 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和46年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「条例」という。）<u>第111条の7第3項及び第113条の2第7項</u>の規定に基づき、証紙代金収納計器による<u>自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割</u>の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収納印の押印による納付の方法)</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第111条の6第1項若しくは第113条の2第3項又は地方税法（昭和25年法律第226号）第161条の規定によって自動車税</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「条例」という。）<u>第113条の2第7項</u>の規定に基づき、証紙代金収納計器による自動車税の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収納印の押印による納付の方法)</p> <p><b>第2条</b> <u>条例第113条の2第3項</u>の規定によって自動車税を納付する者（以下「納税義務者」という。）は、当該自動車税額に相当す</p>

改正前	改正後
<p><u>の環境性能割（当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。以下同じ。）又は自動車税の種別割を納付する者（以下「納税義務者」という。）は、当該自動車税の環境性能割額又は自動車税の種別割額に相当する金額を次条第1項の計器取扱人に納入し、第8条第1項の収納計器により、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割の申告書に、当該納入金額に相当する金額を表示した証紙代金収納印（様式第1号。以下「収納印」という。）の押印を受けて、当該申告書を佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 佐賀県税事務所長は、前項の申告書を受理したときは、これを審査のうえ納税義務者に前項の申告書に準じた書類に佐賀県県税条例施行規則で定める<u>自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印</u>を押印して交付する。</p> <p>（計器取扱人の指定）</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 計器取扱人は、押印業務を行うために必要な資力及び信用を有し、かつ、納税義務者の<u>自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割</u>の納付について利便を与えることができると認められる者のうちから知事が指定する。</p> <p>3～5 略</p> <p>（計器取扱人の指定の取消し等）</p> <p><b>第6条</b> 知事は、計器取扱人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 押印業務を行うために必要な資力若しくは信用を失い、又は納税義務者の<u>自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割</u>の納付について利便を与えることができなくなると認められたとき。</p>	<p>る金額を次条第1項の計器取扱人に納入し、第8条第1項の収納計器により、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める自動車税の申告書に、当該納入金額に相当する金額を表示した証紙代金収納印（様式第1号。以下「収納印」という。）の押印を受けて、当該申告書を佐賀県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 佐賀県税事務所長は、前項の申告書を受理したときは、これを審査のうえ納税義務者に前項の申告書に準じた書類に佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）で定める自動車税納税済印を押印して交付する。</p> <p>（計器取扱人の指定）</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 計器取扱人は、押印業務を行うために必要な資力及び信用を有し、かつ、納税義務者の自動車税の納付について利便を与えることができると認められる者のうちから知事が指定する。</p> <p>3～5 略</p> <p>（計器取扱人の指定の取消し等）</p> <p><b>第6条</b> 知事は、計器取扱人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 押印業務を行うために必要な資力若しくは信用を失い、又は納税義務者の自動車税の納付について利便を与えることができなくなると認められたとき。</p>

改正前	改正後
<p>き。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(収納計器の取扱い)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、<u>自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割</u>の保全上必要があると認めるときは、収納計器に封を施すことがある。</p> <p>(過納金の還付又は再設定書の発行)</p> <p><b>第14条</b> 計器取扱人は、次の各号に掲げる過納となった金額の還付を受け、又は収納計器使用限度額の再設定（第4項及び第5項において「再設定」という。）を受けすることができる。</p> <p>(1) 収納計器により明瞭に表示された印影であって、誤表示その他やむを得ない事情により<u>自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割</u>の納付のために使用されなかったものに係る表示金額に相当する金額</p> <p>(2) 第9条第1項の規定により収納計器の指定を取り消されたことにより、当該収納計器により表示された<u>自動車税の環境性能割額及び自動車税の種別割額</u>に相当する金額の累計額が第12条第2項の規定により発行を受けた設定書に記載された金額に満たないこととなった場合におけるその差額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定により還付を受けようとする者は、還付申請書（様式第16号）及び請求書（様式第17号）に、同項第1号の<u>自動車税の環境性能割若しくは自動車税の種別割</u>の納付のために使用されなかった印影（第4項において「誤表示印影」という。）又は第1項第2号の設定書で収納計器により同号に規定する差額に相当す</p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(収納計器の取扱い)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、自動車税の保全上必要があると認めるときは、収納計器に封を施すことがある。</p> <p>(過納金の還付又は再設定書の発行)</p> <p><b>第14条</b> 計器取扱人は、次の各号に掲げる過納となった金額の還付を受け、又は収納計器使用限度額の再設定（第4項及び第5項において「再設定」という。）を受けすることができる。</p> <p>(1) 収納計器により明瞭に表示された印影であって、誤表示その他やむを得ない事情により自動車税の納付のために使用されなかったものに係る表示金額に相当する金額</p> <p>(2) 第9条第1項の規定により収納計器の指定を取り消されたことにより、当該収納計器により表示された自動車税額に相当する金額の累計額が第12条第2項の規定により発行を受けた設定書に記載された金額に満たないこととなった場合におけるその差額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定により還付を受けようとする者は、還付申請書（様式第16号）及び請求書（様式第17号）に、同項第1号の自動車税の納付のために使用されなかった印影（第4項において「誤表示印影」という。）又は第1項第2号の設定書で収納計器により同号に規定する差額に相当する金額が表示されたものを添えて、佐賀</p>

改正前	改正後
る金額が表示されたものを添えて、佐賀県税事務所に提出しなければならない。	県税事務所に提出しなければならない。
3～5 略	3～5 略

様式第4号中「自動車税環境性能割及び」及び「種別割」を削る。

様式第9号中「自動車税環境性能割  
自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正)

**第4条** アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則(令和7年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(自動車税の種別割の徴収に係る証紙等)	(自動車税の徴収に係る証紙等)
<b>第2条</b> 略	<b>第2条</b> 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中佐賀県県税条例施行規則第2条の表の改正規定(様式第1号の項及び様式第23号の項に係る部分に限る。)並びに様式第1号、様式第7号及び様式第14号その2の改正規定並びに様式第54号その3の改正規定(「種別割」を削る部分を除く。)並びに第3条中佐賀県証紙代金収納計器取扱規則第2条第2項の改正規定(「佐賀県県税条例施行規則」の次に「(昭和30年佐賀県規則第40号)」を加える部分に限る。)並びに附則第2項 公布の日
  - (2) 第1条中佐賀県県税条例施行規則第2条の表の改正規定(様式第3号その6の項に係る部分に限る。)並びに第7条の2の2から第7条の2の5まで及び様式第3号の6の改正規定 令和9年1月1日  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則及び佐賀県証紙代金収納計器取扱規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 佐賀県税条例の一部を改正する条例(令和8年佐賀県条例第23号)附則第5条第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることと

される自動車税の環境性能割及び自動車の税種別割に係る分掌事務については、第2条の規定による改正後の佐賀県税事務所管理規則第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。